

ご相談は ちよだ成年後見センターへ



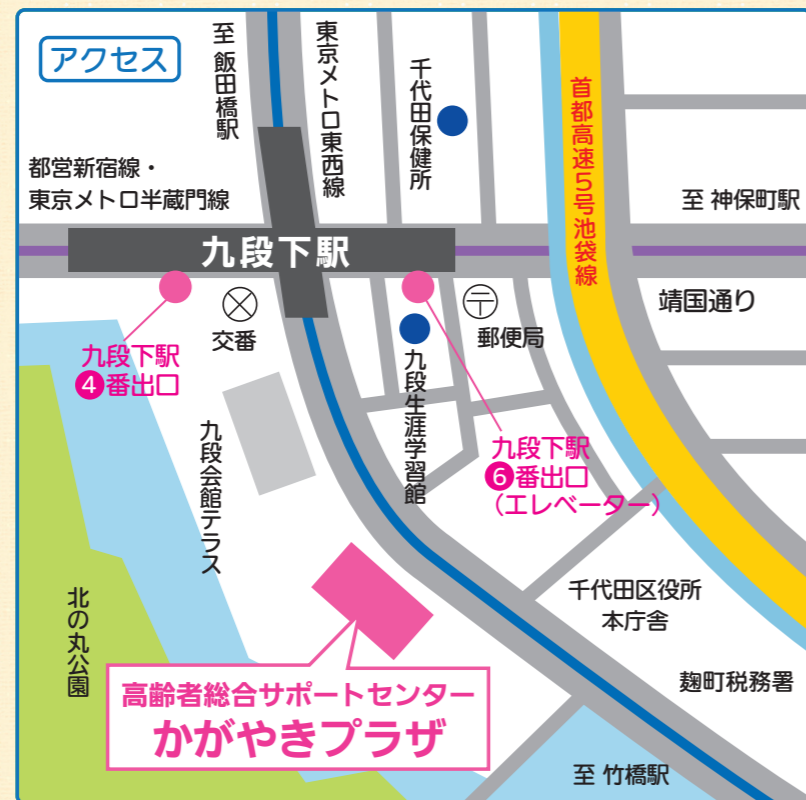
社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会
ちよだ成年後見センター

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
住所 〒102-0074
千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階

電話 **03-3265-1901**（代表）
03-6265-6521（ダイヤルイン）

FAX 03-3265-1902

E-mail kouken@chiyoda-cosw.jp



ちよだ成年後見センター サービスサポートガイド

～ほほえみを、いつまでも～

難しい契約や
更新手続きが
ひとりでは不安



病気や障がいこ
より書類やお金の
管理が難しい



住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるように、
さまざまな相談・支援を行っています。

みなさまのお困りごと、ぜひご相談ください！

相続や遺言など
について相談したい



今は元気だけど
将来の生活が不安



ちよだ成年後見センター
キャラクター「けんりい」





あなたに合ったサービスをご案内します。



福祉サービスの利用相談や手続支援、利用料の支払いなどの日常金銭管理、書類の管理など。

福祉サービス利用支援 ▶▶▶▶ 4～5 ページ

- 日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会と契約し、)
- 財産保管管理サービス (定期的な訪問などで手続き支援を行います。)

「たとえば」

福祉サービス利用の契約など、ひとりで決めるのは不安。



役所から届いた郵便、返送用封筒が一緒に入っていたけど、どうすれば良いのか迷う。



成年後見制度に関する相談・利用支援など。

成年後見制度利用支援 ▶▶▶▶ 6～7 ページ

- 成年後見制度の申立支援 (ちよだ成年後見センターでは申立ての方法や)
- 後見人サポート (後見人に選任された方の相談を行っています。)

「たとえば」

家族の判断能力が低下してきて、銀行から後見人をつけるように言われた。



悪徳商法にだまされたことがあり、今後も不安だ。



自分らしく生活していくため将来的な準備・対策など。

将来に備えるサービス ▶▶▶▶ 8 ページ

- 定期的なお元気確認や福祉サービスの情報提供など
- 福祉サービス利用支援など (ちよだ成年後見センターと契約し、必要な時に訪問支援いたします。)

「たとえば」

ひとり暮らしなので、認知症になったときが心配。



元気な今のうちから、定期的に生活などの相談にのって欲しい。



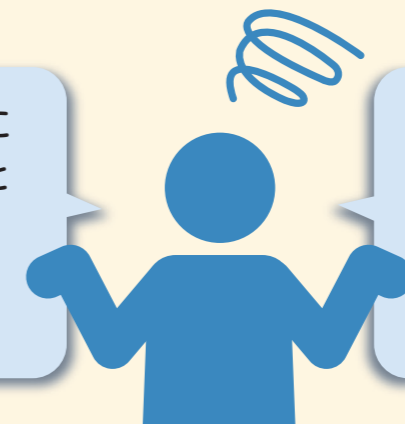
福祉サービス利用のトラブルや権利侵害、相続・遺言等の相談など。

福祉専門法律相談 ▶▶▶▶ 10 ページ

- 『福祉相談弁護士グループ』の弁護士が相談に応じます。

「たとえば」

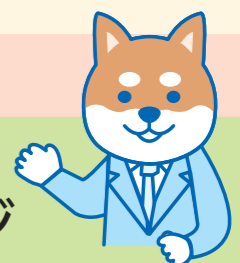
家族がもめないように自分の財産をきちんと配分したい。そのために遺言書をつくりたい。



福祉に関する悩みを法律の専門家にしっかり相談したい。

みんなが参加し、ささえ合うまちづくり

- 千代田区社会福祉協議会、サポーター募集 ▶ 11 ページ
- ◆生活支援員 ◆法人後見協力員 ◆区民後見人



福祉サービス利用支援

「福祉サービスを利用したい」「金融機関に同行してほしい」
「大事な書類を預かってほしい」などで困ったら・・・

そのようなことでお困りの方はご相談ください。それぞれの相談に合わせ、より良い解決方法に向けてお手伝いします。

●このようなことでお困りのことはありませんか？

福祉サービスのこと

契約など、福祉サービスの
手続きを一緒に
やってほしい。

ケアマネジャーに
提案されたサービスが
自分に合った内容なのか
わからない。

サービスを利用して、
本当はガマンしているけど
自分では言いづらい。

お金のこと

生活費の払出し、
福祉サービスや
公共料金の支払いなど、
一人でするのが不安。

書類のこと

区役所からの書類などが
山積み。返信しなければ
いけないのに書き方が
分からない。

通帳や証書などの
大事な書類が心配。
預かってほしいが、
どうしたらよいか。

私たちが
支援します！

「生活支援員」が伺います

契約に基づき、「生活支援員」が定期的にご自宅を訪問しお手伝いをします。
千代田区では地域にお住まいの方々が「生活支援員」として活躍されています。
「生活支援員」の活動に関心のある方は、ぜひお問い合わせください。

詳しくは ▶ 11ページをご覧ください

サービスの内容・利用料

以下に該当する方は、サービスをご利用できます。

●日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

▶ 高齢者、または知的障がい・精神障がい等のある方で、判断能力に不安のある方

●財産保管管理サービス

▶ 判断能力のある要支援・要介護の高齢者、または身体障がいのある方

サービス内容

1 福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する相談・情報提供・
手続きや利用料支払いの支援など

2 日常的な金銭管理サービス

預貯金の払出し・預け入れ・公共料金や
家賃等の支払いの支援など

3 書類等預かりサービス

年金証書・実印などの重要書類

生活支援員による支援

1時間につき **1,700円**

※住民税非課税世帯、生活保護
世帯は減免になります。

1ヶ月 **1,000円**

※住民税非課税世帯、生活保護
世帯は減免になります。

ご利用方法

相談 プライバシーは厳守します。まずご相談ください。

訪問 職員がご自宅に伺い、サービスの内容を説明します。

利用申込み 納得いただいたら、利用申込書に記入していただきます。

**調査・支援
計画の作成** 契約能力及び生活状況についてお話を伺い、
支援計画案の説明をします。

契約 支援計画と支援内容に納得していただいた上で、
契約を締結します。担当の生活支援員をご紹介します。

3週間から2ヶ月程度

ご相談
ください



成年後見制度利用支援

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方のために、法的に権限を与えられた人【成年後見人】が本人に代わって財産管理や契約手続きを行う制度です。

●このようなことでお困りのことはありませんか？

自分が元気なうちに、将来に備えて、お願いする人や内容を自分で決めておきたい。

亡くなった後の葬儀や遺言の執行もお願いしたい。



夫の認知症が進み、金銭管理ができずに銀行から払い戻しをすることができなかった。

悪徳商法にひっかかってしまう。

施設入所のため持ち家を売却する必要があるが手続きが複雑でひとりでは判断できない。

※P.9の「死後事務委任契約のすすめ」も合わせてご覧ください。

成年後見制度

(公証役場で契約を結びます)

任意後見制度

現在は判断能力があるが、将来に向けて備えたい方が自分で将来を託したい人を選びます。

任意後見監督人選任申立て

家庭裁判所で手続きを行い、監督人が選任されたら、支援が開始されます。

↓ 判断能力が低下した時

(家庭裁判所に申立てします)

法定後見制度

すでに判断能力に不安がある方 裁判所が後見人等を選びます

補助

判断能力
不十分

保佐

判断能力
著しく
不十分

後見

判断能力が
欠けているの
が通常の状態

※医師の診断書が判断能力の基準になります

法定後見制度 手続きの流れ

申立準備

申立てに必要な書類を揃えます。家庭裁判所やちよだ成年後見センターで配布しています。東京家庭裁判所後見センターのホームページからもダウンロードできます。

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てをします。申立てできるのは、本人・配偶者・四親等内の親族などです。

調査・審理

家庭裁判所の調査官が本人や後見人等候補者の話を聞きます。申立書類を確認し審査します。

後見開始

本人に最も適任な後見人等を選任します。審判が確定し、登記されると登記事項証明書を取得できます。

↑ 1ヶ月から3ヶ月程度 ↓

後見人サポート事業の内容

申立てを考えている方へのサポートを行うとともに、すでに後見人に選任されている方への相談対応も行っています。また、区民後見人の養成や活動の支援も行っています。

●成年後見制度の申立支援（無料）

成年後見制度（任意・法定）の申立てを考えている方への支援を行っています。

- ◆制度のしくみの説明や後見活動に関する説明
- ◆申立書の書き方・手続きの手順のご説明
- ◆制度を利用した方がよいかなどの個別相談

●後見人サポート

後見人等に選任された方へのサポートを行っています。

- ◆活動のお悩みアドバイス
- ◆活動に役立つ講座の開催、センターだよりの発行
- ◆家庭裁判所への報告アドバイス

●区民後見人※の養成・支援

- ◆区民後見人の養成・支援

※千代田区では区民後見人と呼んでいます。

★その他成年後見制度に関する相談に応じます。

★千代田区社会福祉協議会が、法人として後見人等や監督人を受任する場合があります。（要審査）

後見人等の役割

本人の財産の管理：本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消し…など

身上配慮：ご本人の健康、環境等に配慮した福祉サービス等の契約、支払い、支援チームとの連携による方針の決定など ※直接、本人の介護をするのではなく、手配する役割です。

家庭裁判所への報告：本人の状況や後見活動について家庭裁判所に報告（原則年1回）

※医療に関する同意は含みません。※身元保証人とは違います。

※本人が死亡すると、管理財産（相続財産）は後見人等から相続人に引き継がれます。

将来に備えるサービス

今は元気だけれども、将来が不安という方に関するサポートも行っています。



● 将来に備えて、このような不安はありませんか？

備え 1 頼れる身寄りがないため、将来が不安

備え 2 今は元気だけれども、一人暮らしのため、福祉関係者とつながりたい

備え 3 福祉サービスなどの情報を定期的に教えてほしい

備え 4 定期的に見守ってもらい、将来に備える準備等教えてほしい

利用できる方

- 区内にお住まいの元気な高齢者で近くに身寄りがないか、いても協力の得られない状況にある方
- 区内にお住まいの高齢者で、親族以外の後見人等が選任されているが、在宅でのこまめな見守り等支援が必要な方

サービス内容



1. 毎月お元気確認

定額料金：1ヶ月 500円

月1回、電話などでお話ししながらお元気確認を行います。

※毎月定額料金のほか、契約内容に応じて利用料がかかります。

2. 訪問支援

利用料金：1時間につき 1,700円

(生活支援員による支援)

- 福祉サービス利用のお手伝い
福祉サービス利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助など
- 日常的な金銭管理サービス
預貯金の払出し・預け入れ・公共料金や家賃等の支払いの援助など

3. 書類等預かりサービス

利用料金：1ヶ月 1,000円

年金証書・実印などの重要書類

4. 個別サービス

利用料金：1時間 1,700円

介護保険サービスでは対応できない個別サービスなどの相談に応じます

※支援員1名につき

中核機関として
重点項目となりました。

将来に備えた予防の視点と
継続的な地域との関わりを支援します。

ちよだ版エンディングノート

「私のあゆみノート～ありがとうとよろしく～」



いつ訪れるかわからない事故や病気などに備え、自分自身のことや、終末期医療など将来の希望、家族へのメッセージなどをまとめておくノートです。

遺言の下書きにも活用できます。(※遺言と違い法的効力はありません)

ご希望の方は、ちよだ成年後見センターまで



さらに！



判断能力が低下したり、亡くなった後のことなど、
元気づうちに決めておきませんか？

● 任意後見契約のすすめ

将来、判断能力が低下したとき、あらかじめ自分に代わって財産管理や必要な契約手続などを任せたい人（任意後見人）を決めておく制度です。頼みたいことを細かく相談して決めることができます。公証役場で任意後見人になる方と契約します。判断能力が低下したときに家庭裁判所で手続きをした上で、支援が開始されます。

● 遺言のすすめ

遺言書は遺された家族や大切な人に送るメッセージです。財産の多い、少ないは関係ありません。遺産をどのように配分するかなどを遺言にしておくことで安心です。遺言には公正証書遺言と自筆証書遺言があります。公証役場で作成する公正証書遺言をおすすめします。また、自身で作成した遺言書を法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」もあります。

● 死後事務委任契約のすすめ

入院費の清算や葬儀、納骨などあらかじめ決めておくことができます。

福祉専門法律相談

高齢者や障がい者のための

高齢者や障がい者の権利侵害や福祉サービス利用に関するトラブルのほか、相続・遺言、消費・契約などについて『福祉相談弁護士グループ』の弁護士が相談に応じます。

●このようなことでお困りではありませんか？



内容

相談日 毎月第2・4木曜日(原則)

時間 午後2時～4時20分 ※ひとり40分程度

①午後2時～2時40分 ②午後2時50分～3時30分 ③午後3時40分～4時20分

場所 かがやきプラザ4F

対象者 千代田区在住者とその家族、在勤・在学者(新規の相談者を優先いたします)

相談料 無料

申込み 事前予約制(TEL.03-6265-6521)までお電話ください。

〈注意事項〉

※福祉専門の法律相談のため、内容によってはお断りすることがございます。

※継続的な相談対応はできませんので予めご了承ください。

※相談時には担当弁護士のほか、本会職員も同席することを予めご了承ください。

まずは気軽にご連絡ください！
専門家があなたと一緒に考えます。



募集



千代田区社会福祉協議会では、
みんなが参加し、支えあうまちづくりのため、
サポーターを募集しています！

生活支援員

契約に基づいて、定期的にご自宅を訪問して、ご本人の様子確認を行うとともに、手続き等の支援を行います。

法人後見協力員

社会福祉協議会が後見人となっている方のご自宅に定期的に訪問して、ご本人の様子確認を行うとともに、手続き等の支援を行います。

区民後見人

養成講座等の所定の課程を修了した区民が、家庭裁判所から後見人として選任され、ご本人の身上配慮や財産管理を行います。

ちよだ悪徳商法バスターズ

ちよだ悪徳商法バスターズ

千代田区消費生活センターと協力して、千代田区を「悪徳商法被害のないまち」にするために、連絡会等を開催し、参加者との情報共有やふれあい福祉まつり等のイベントで普及啓発活動を行っています。